

第7節 保険・医療を充実する

現状と課題

国民健康保険は、国民皆保険の一環として、相互扶助の精神に基づき、市民の医療機会の確保と疾病の予防に大きく貢献してきました。

本市の平成18年3月末における国民健康保険の加入状況は15,127世帯、27,788人であり、総世帯数に対する加入率は51.5%、総人口に対しては34.1%となっています。

このようななか、高齢化および市民生活や意識の変化、環境変化による生活習慣病の増加などにより、医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険運営に大きく影響を与えています。

国においては基本的な制度改正が進められていますが、医療費の適正化を図るため、疾病の予防や健康の保持、増進事業の充実とともに、保険、医療、年金の給付等制度について、市民への啓発、周知の徹底が求められています。また、周産期・小児医療体制の充実に努める必要があります。

基本方針

健康に関する意識を高めることにより、市民の健康増進と医療費の適正化をめざします。

保険、医療、年金の給付制度の周知徹底などにより、市民が安心できる医療や老後の生活の安定をめざします。

まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の	10年後の	めざすべき
				目標	目標	
国民健康保険料の収納率	保険料収納額 / 保険料調定額	%	95.2	94.7	95.3	100
検診などの受診者数	国民健康保険が助成する各種検診の受診延べ人数	人	2,883	2,355	2,162	
健康づくり事業の参加人数	国民健康保険が行う「いきいき健康づくり推進事業」の参加延べ人数	人	17,075	18,714	21,850	
かかりつけ医を持っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	53.7 (H18)	58	63	100

主な施策の展開

(1) 国民健康保険の充実

保健、福祉と連携のもとに健康づくりのための事業を積極的に推進し、疾病予防と医療費の抑制に努めます。また、国民健康保険の安定的な運営を行い、その健全経営に努めるとともに、国民健康保険の広域化についての検討を図ります。

(2) 国民年金制度の周知・啓発

住民一人ひとりが年金を身近で大切なものとして考えるよう、国民年金制度の啓発や広報活動を進め、加入を促進するとともに市民の年金受給権の確保を図ります。

(3) 総合的な医療サービス等の充実

老後の健康の保持と必要な医療を確保するため、疾病の予防等保健事業を推進します。さらに、経済的な負担軽減を図るため、乳幼児医療、心身障害者医療、母子医療、老人医療、不妊治療等医療費の助成を行います。

(4) 後期高齢者医療制度の推進

75歳以上の高齢者などを対象とした心身の特性や生活実態などを踏まえた新たな医療制度などの創設に伴い、平成20年の後期高齢者医療広域連合の設立に参画することにより、新たな制度を推進します。

(5) 医療体制の充実

緊急に医療を必要とする市民に対し、応急的な治療を行う休日急病診療所の充実に努めます。また、周産期・小児医療体制の充実に努めます。

市民まちづくりワークショップからの提言

市民の役割(例示)

健康に対する関心をもち、病気の早期発見、予防を心がける。

国民年金の趣旨を理解し、国民としての義務を果たす。

行政から提供された広報などの啓発資料などには必ず目を通し、制度の趣旨を理解する。

保険料を滞納しない。

【用語説明】

広域連合：広域的に処理することが適当な事務や、これに関連して国などから委任された事務について広域計画を作成して、総合的、計画的に処理をする地方公共団体の組合であり、自主的かつ計画的に広域行政を推進していくため、平成6年の地方自治法改正により創設された制度。